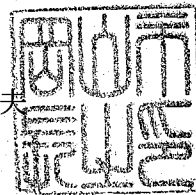


市街地再開発組合の設立認可の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

岡山市長 大森雅夫



1 組合の名称

岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合

2 事業所の所在地

岡山市北区本町1番18号

3 事業施行期間

令和2年8月から令和8年11月まで

4 施行地区

岡山市北区駅前町一丁目2番3番4番地区

(岡山市北区駅前町一丁目2番101, 102, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 119, 120, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 134, 136, 138, 139

岡山市北区駅前町一丁目3番101, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 128, 129

岡山市北区駅前町一丁目4番101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125

岡山市北区駅前町一丁目1001番の一部, 1002番, 1003番の一部, 1007番の一部, 1012番, 1017番, 1018番, 1019番, 1020番

岡山市北区駅前町二丁目1001番の一部, 1002番の一部, 1005番)

5 設立認可の年月日

令和2年8月11日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う

8 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

事業計画において個別利用区についての定め無し

9 権利変換を希望しない旨の届出をすることができる期限

令和2年9月9日